



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第105回 立候補・候補者ポスターと扇情的表現について ～2020年7月東京都議補選の場合

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57期)

1 2020年7月5日投開票の東京都議補選において、ある女性候補が、布マスクをブラジャーに見立てて着けた乳房の下に両手をあてて胸の大きさを強調するような姿勢の写真を載せた選挙ポスター（以下、「本件ポスター」）を作成し、公営掲示板に掲示しました。陣営は、「コロナ対策でたくさんのお金を使って、こんなマスク配るだけでいいの？という政権に対する批判，政治的な皮肉」であると説明しました。これに対し、「女性を差別し性的に消費するもの」、「これを見る児童らに対する性的虐待」、「セクハラ」などの反対意見が多数あがり、この候補の陣営では、本件ポスターの一部をシールで隠すなどの事後的措置をとって対応しました。この問題について考えたいと思います。

2 公職選挙法では、ポスターについて、規格（サイズ）制限はするものの内容については原則として制限されていません。一方政見放送には、品位保持義務があります（公選法150条の2）。すると公選法上は本件ポスターは適法ということになりそうです。

3 本件ポスターを作成した陣営は、本件ポスターにどのような有権者への訴求力を期待したのでしょうか。一般に選挙ポスターは、当選を得ようとする候補者が、そのために有効だと考える内容を検討し表現するはずですが、陣営には深遠な目的があったとしても、それが有権者に伝わらなければ、効果的どころかかえって逆効果にもなりかねません。

4 この問題は突き詰めると表現の自由（憲法21条）とは何かに行き当たります。表現の自由とは、究

極的には、その表現行為に対していかなる評価が下されるとしても、その表現行為を許容することに尽きるはずですが、「好ましい」表現行為だけがないとすれば、「好ましさ」を誰が評価するのかわかる問題を生じ、それは多くの場合、多数者によっての好評価となってしまうからです。すると表現の自由とは、多数者から評価されない（少数者の）表現こそ保障すべきである、本件ポスターのような表現こそ保護されなければならない、ということを経験しそうです。

5 では、先に述べたような批判は無視してよいのでしょうか。

これらの批判にはそれぞれ一理あります。特に児童らへの性的虐待の点について、児童らの目に一度触れてしまったならば取り返しのつかないトラウマを与えかねないという指摘は見逃すことはできません。一方でそれを理由に表現行為を規制すれば、結局多数者の評価や公益、公の秩序の口実によって少数者の表現を封殺することにつながってしまいかねません。不適切な表現をした候補者には投票しなければよいというだけでは解決しない問題が残ります。

6 当選を目的とせず単に話題作りだったのではないかと指摘もありうるところですが、被選挙権は当選可能性を要件としていないのですから、話題作り目的のためだけだったとしても排除することがあってはなりません。

7 多数の批判を陣営に集中させて修正させたことを「よかったこと」としてしまってよいかについても検討が必要です。